

三、[第4条第1項第4号](#)（赤十字等の標章又は名称）

[赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）第1条の標章若しくは名称又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第158条第1項の特殊標章と同一又は類似の商標](#)

1. [赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条](#)の標章は次のとおりである。

(1)



（白地に赤十字）

(2)



（白地に赤新月）

(3)



（白地に赤のライオン及び太陽）

2. [赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条](#)の名称は次のとおりである。

(1) 「赤十字」

(2) 「ジュネーブ十字」

(3) 「赤新月」

(4) 「赤のライオン及び太陽」

3. [武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第158条第1項](#)の特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形の標章であり、ひな型は次のとおりである。



（オレンジ色地に青色の正三角形）

4. 上記の1. ないし3. の標章又は名称を商標の一部に顕著に有する場合は、
本号の規定に該当するものとする。

(注) 以下をクリックすると、商標審査便覧をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[42.104.01](#) 商標法第4条第1項第4号において規定される赤十字等の標章に
ついて